

琴浦町建設工事検査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、建設工事の適正な施行を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2、琴浦町財務規則並びに琴浦町建設工事執行規則に係る工事の検査に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において建設工事とは、建設業法別表第1に掲げるもののうち、かつ町長が請負契約を締結した工事をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 既済部分検査

ア 出来形検査

工事の完成前に、代価の一部を支払う必要がある場合、または契約を解除する場合の、工事の既済部分の出来形部分及び工事現場に搬入済みの工事材料（工場製作に係る既済部分を含む。）の品質、規格等を確認するための検査をいう。

イ 完済部分検査

工事の完成に先立って、引渡しを受けることを指定した部分がある場合に、指定部分の完成を確認するために行う検査をいう。

(2) 中間検査

完成後では検査が著しく困難であるものについて、工事の施工途中に行う検査をいう。

(3) 完成検査

工事の完成を確認するために行う検査をいう。

(検査の時期)

第4条 検査は、工事完成届または既済部分に係る検査を要請する書面の提出（請負契約の解除を含む。）があった時に行う。

2 中間検査は、工事施工途中において必要に応じて行う。

3 町長は、特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず検査員に随時検査を行わせることができる。

(検査の準備)

第5条 検査員は、検査時において次に掲げる書類及び用具を準備させなければならない。

(1) 契約書、設計図書、施工計画書及び工程表等

(2) 工事監督記録、工事記録写真及び各種試験記録、出来形・品質等の管理記録等

(3) 整備点検された測量用具、及び破壊用具

(4) その他検査員が必要と認める書類及び用具

2 請負者は、適当な方法により、測点、距離等を工事現場に標示しなければならない。また、現場における検査に必要な人員を配置すること。

(検査の方法)

第6条 検査は、契約書、設計書、図面、仕様書その他の関係書類に基づいて、工事目的物の工事実施状況、出来形、品質等について適否の判断を行うとともに、出来ばえを加えて評価を行う。

2 検査員は、地下、水中、その他仕上げ内部面等、外部から直接検査を行い難い部分の工事につ

いては、出来形図、品質管理の状況を示す資料及び工事写真その他の記録により検査することができる。

- 3 検査員は、必要があると認めるときは、その理由を請負者に通知し、建築物その他の工作物の一部を取り壊して検査することができる。この場合において、検査内容が把握できる写真及び復旧の確認できる写真を請負者に撮らせ、復旧後、直ちに検査員に提出させるものとする。
- 4 前項の規定によるほか、検査員は、工事の適正な施工を確保するため必要があると認めるときは、あらかじめ請負者に通知して、完成検査時に、無作為に抽出した建築物その他の工作物の一部を取り壊して検査することができる。
- 5 検査の検定及び試験は、次の事項に留意して行うものとする。
 - (1) 検測に使用する機械器具は、整備点検したものを使用すること。
 - (2) 検測は極力誤差をなくすこと。

(検査の立会い)

第7条 検査は、次に掲げる者を立ち合わせて行うものとする。

- (1) 監督員
- (2) 請負者、若しくはその代理人または現場代理人、及び主任技術者または監理技術者

(資料の提出の要求)

第8条 検査員は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出を求めることができる。

(手直し工事の指摘等)

- 第9条 検査員は完成検査に当たり、軽微な修繕工事が必要と認める場合であつて、当該修繕工事が検査の日から起算して5日以内かつ完成通知を受理した日から14日以内に完了すると見込まれるものであるときは、その内容を様式1の指摘票により、監督員等に指摘するものとする。ただし、補修又は改造が極めて軽微であると認めたときは、口頭により指示することができる。
- 2 検査員は、前項の規定により手直し工事の指摘をしたときは、手直し期間内に監督員等に手直し工事に係る工事記録、写真その他の資料を添付した報告書の提出をさせ、当該手直し工事が完了したことを確認しなければならない。

この場合において、手直し期間内に監督員から報告がなかったとき、または報告された手直し工事の内容に不備があると認めたときは、直ちにその旨を上司に報告しなければならない。
 - 3 前項後段の規定により報告された工事は、当該報告の日から、次条に規定する修補工事に移行する。
 - 4 検査員は、中間検査に当たり建設工事が契約書等に適合しないと認めるときは、監督員等に対し、手直しをすべき事項を指摘票により指摘し、手直し完了後、その前後の写真を添付して報告させる。

(修補の指摘)

- 第10条 検査員は、完成検査に当たり、建設工事が契約書等と適合しないと認める場合には、前条第1項に該当する場合を除き、その内容を指摘票により監督員等に指摘するとともに、検査の復命に併せて、修補すべき事項を町長に報告するものとする。
- 2 検査員は、前項の規定により修補すべき事項の指摘があつた工事については、修補完了後、改めて検査を行うものとする。

(検査の中止)

- 第11条 検査員は、検査に当たり、次に掲げる場合は、検査を中止し、直ちに上司に報告し、その指示を受けるものとする。
- (1) 出来形検査以外の検査にあつては、第7条に規定する者が立ち会わないとき。
 - (2) 検査の実施が困難となつたとき。

(工事成績の決定等)

第12条 検査員は、別に定める建設工事成績評定要綱に基づき工事成績を決定するものとする。

(検査の報告等)

第13条 検査員は、検査を終了した時は、速やかに検査調書を作成し、その結果を町長に報告しなければならない。この場合において、検査の結果について改善を要すると認めた事項に関し、意見を付すことができる。

(検査の委託)

第14条 町長は、特に専門的な知識または技能を必要とする検査については、外部に委託して検査をさせることができる。

(特別の技術を要する工事等に関する特例)

第15条 特別の技術を要する工事、その他町長が定める工事の検査については、この規程によらないことができる。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

様式1 (第9条関係)

指 摘 票

年 月 日	平成年月日	検 査 員	
工 事 名			
工 事 場 所	琴浦町大字		
施工主体名	琴浦町 課	監 督 員	
請 負 者		現場代理人	
指 摘 事 項			